

角山環境センター
基幹的設備等改良工事に伴う発注者支援業務

仕 様 書

令和2年2月

坂出、宇多津広域行政事務組合

◆総 則◆

第1節 業務の目的

本業務は、坂出、宇多津広域行政事務組合（以下、当組合と言う）が管理する角山環境センター（ごみ焼却施設）の延命化を図り、施設を適切かつ経済的に維持するため、循環型社会形成推進交付金制度を利用した基幹的設備等改良工事を行うための発注仕様書案の作成、費用対効果分析書の作成、工事工程案の作成等を行うことを目的とする。

第2節 業務の名称

角山環境センター基幹的設備等改良工事に伴う発注者支援業務

第3節 業務の期間

令和元年度

契約締結日から令和2年3月31日まで

令和2年度（予定）

令和2年4月上旬から令和3年3月26日まで

※当該業務の令和元年度以降については、各年度の組合議会での予算成立が前提となるので、業務内容の変更や実施に至らない場合がある。

第4節 業務の内容

1. 発注仕様書等の作成
2. 費用対効果分析書の作成
3. 工事工程の検討
4. 年度別財源計画書の作成

第5節 業務管理

受託者は、業務管理にあたり下記事項を遵守しなければならない。

1. 業務の円滑な進捗を図るために、十分な経験を有する技術者を選考し配置すること。
2. 管理技術者及び照査技術者には、技術士（衛生工学部門：廃棄物管理、又は総合技術監理部門：廃棄物管理）の資格者を配置すること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼任できず、いずれも在籍6ヶ月以上の正社員とする。
3. 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席し、十分な協議を行い業務に支障ないようにすること。
4. 業務途中において当組合が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うこと。
5. 協議打合せ事項等の協議書を作成し、協議終了後直ちに提出すること。
6. 本業務の遂行にあたって、必要な関係機関との協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたるとともに、協議内容を作成し、報告すること。
7. 施設の長寿命化計画を進めるにあたり、事務局案を検討するため、随時開催される各会議への参加と資料作成等実施すること。

第6節 担当技術者

受託者は、業務の性質上複数名を配置すること。

1. プラント機械担当技術者
ごみ焼却施設のプラント機械設備に精通している者とする。
2. 電気担当技術者
ごみ焼却施設の電気設備に精通している者とする。
3. 建築担当技術者
建築物に係る担当技術者に一級建築士を配置すること。

第7節 貸与図書

業務にあたり下記の資料を貸与する。

1. 基本図書（実施設計図書・取扱説明書・機器リスト）
2. 設備台帳
3. 修繕・補修履歴
4. 定期整備工事報告書（竣工から直近まで）
5. 運転管理報告書（日報・月報）
6. 日常・定期維持管理の内容及び報告書
7. 運転管理費用（電気・燃料・薬品・上下水道・その他）
8. 精密機能検査報告書（最新版）

第8節 提出図書

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、当組合の契約約款に定める書類のほか下記書類を提出するものとする。

1. 管理技術者及び照査技術者の届及びその資格証等
2. 工程表
3. 着手及び完了届け
4. 納品書
5. その他必要な書類

第9節 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 発注者支援業務報告書 | 3部 |
| 2. 費用対効果分析書 | 3部 |
| 3. 工事工程検討業務報告書 | 3部 |
| 4. 年度別財源計画書 | 3部 |
| 5. 上記原稿を納める電子媒体 | 3部 |
| 6. 打合せ議事録（A4版） | 3部 |

◆発注仕様書等の作成◆

第1節 長寿命化総合計画との関連

本業務は、当組合が策定予定の「角山環境センター長寿命化総合計画書」（以下、長寿命化総合計画書と言う）に基づくものとする。

また、循環型社会形成推進交付金を活用するため、CO²削減率が交付金の要件を十分達成できる仕様とすること。なお、CO²削減率の定義は、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」（平成22年3月：環境省）によることとする。

第2節 見積仕様書の作成

見積仕様書は、作成後速やかに提出し当組合の確認並びに承認を受けること。

1. 仕様等の検討

工事内容の整理・検討及び設計・施工を行う上での条件並びに施設性能や仕様等を検討し、条件を明記した見積仕様書を作成すること。なお、基幹的設備等改良工事は、設計・施工一括の性能発注方式で行う予定である。

2. 見積仕様書作成期間

見積仕様書の作成は、プラントメーカーからの見積設計図書、見積書を徴収することを目的とし、見積設計を行うのに必要十分な期間を与えることを考慮して、作成期間を設定すること。

第3節 見積設計図書等の精査

1. 見積設計図書・見積書の徴収

受託者は見積仕様書を当組合の承認後、プラントメーカーに提示し、見積設計図書及び見積書の徴収を行うこと。

2. 見積設計図書・見積書の精査及び精査結果の報告時期

受託者は、プラントメーカーが作成した見積設計の内容が、提示した見積仕様書の要求水準を十分満たしているか精査を行うこと。その内容が仕様書の水準に達していないと認められた場合は、見積設計の改善指示を行い速やかに再提出させること。

また、見積書の精査においては、見積金額の妥当性を検証する根拠資料を作成すること。精査結果は、令和2年10月末までに報告書にまとめ、徴収した見積設計図書・見積書とともに当組合に提出すること。

3. 見積設計の依頼先

見積設計の依頼先は当組合と協議して決定すること。

第4節 発注仕様書の作成

1. 見積設計図書精査結果の反映

発注仕様書の作成に当たっては、見積設計図書の精査結果を反映させること。

2. CO²削減率計算書の作成

発注仕様書の仕様に基づき、基幹的設備等改良工事を実施した場合のCO²削減率を算

出すること。

◆費用対効果分析書の作成◆

プラントメーカーから徴収した見積設計図書等を基に費用対効果分析書を作成すること。費用対効果分析は、「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について（平成12年3月10日付衛環第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」に基づいて行うこと。

第1節 費用対効果分析の対象期間

費用対効果分析の対象期間は、長寿命化総合計画書に基づき設定すること。

第2節 費用便益費比較

改良工事の結果得られる効果を貨幣化し、費用便益費（B/C）比較を行うこと。また貨幣化の考え方を整理し、根拠資料としてまとめること。

◆工事工程の検討◆

第1節 基幹的設備等改良工事の工程検討

1. 工事の前提条件

1) 廃棄物処理計画の作成

工事期間中の廃棄物処理計画を検討すること。搬入量の推計は当組合ごみ処理基本計画書に基づくこと。

2. 工事工程案の作成

見積設計図書を徴収したプラントメーカーからもヒアリングを行い、実現可能な工事工程を検討し工事工程案としてまとめること。

第2節 年度別財源計画書の作成

見積設計図書・見積書・工事工程案に基づき年度別の工事費用を算出し、交付金、起債、一般財源の財源内訳を明らかにした年度別財源計画書を作成すること。